

重要事項説明書

地域密着型介護老人福祉施設

施設サービス提供開始にあたり、指定地域密着型サービスの人員、設備、及び運営に関する基準第9条に基づいて、利用者にこの文書を交付して、説明することは、事業者の義務として法令上規定されております。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 うねび会
法人所在地	奈良県橿原市北越智町322番地
代表者氏名	理事長 酒井 宏和
電話番号	0120-508-085
ファクシミリ番号	0744-28-6556
ホームページ	http://www.porepore.co.jp/

2 ご利用サービス

(地域密着型介護老人福祉施設)

施設の名称	ぼれぼれケアセンター白樺
施設の所在地	奈良県橿原市北越智町322番地
事業所開設日、指定番号	平成24年5月1日 No.2990500072
利用定員	29床
施設長名	日下 哲也
管理者名	松本 喜代子
電話番号	0120-508-085
ファクシミリ番号	0744-28-6556

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とする。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 「尽道楽生」～ゆっくり、楽しく、一緒に～の理念のもと、「笑い」と「穏やかな生活」を常に求め、一人一人の尊厳を大切にします。 ② 家庭的な環境のもとで、日常生活上のお世話及び生活リハビリテーションを行い、その有する能力に応じて自立した日常生活を毎日楽しく営む事が出来るように援助を行います。 ③ 健康維持の為に健康管理に努め、協力医療機関との連携を密にします。 ④ 自然とのふれあいを大切にします。 ⑤ 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービス連携に努めます。

4 施設の概要

4-1 ぽれぽれケアセンター白樫

敷地	面積	2,795.68㎡(845.69坪)
建物	構造	鉄筋コンクリート造り4階建
	延べ床面積	2,743.77㎡(829.96坪)
	利用定員	29名
交通の便		近鉄橿原線『橿原神宮前 駅』下車徒歩約15分

4-2 設備

共用設備	エレベーター、足湯、庭園、医務室、厨房、便所、宿直室、事務室、介護浴室、スタッフルーム			
利用定員	3 ユニット 全室個室 29人			
1ユニット	リビング		アイランド型キッチン 1	
	浴室		リフト付浴室 1	
	サニタリールーム		洗濯機、汚物流し	
	居室	特別室S (2室)	標準設備の他、角部屋で出窓も含めて窓が2カ所あり、タモ合板のワードローブ、チェストと高齢者に優しいベッドを設置、床はタイルカーペットになっています。	
		特別室A (3室)	標準設備の他、日当たりの良い南側の居室で、専用のチェストを設置、床はタイルカーペットになっています。	
普通室B (5室)		(標準設備) トイレ、洗面化粧台、TV端子、ナースコール、エアコン、TEL端子、ベッド、ワイドロープ、サイドテーブル		

5 職員体制 (主たる職員)

従業員の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			医師 社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員基礎研修 ヘルパー2級 看護師 准看護師 管理栄養士
医師	1				1	
生活相談員	1		1			
介護職員 (内:ユニットリーダー)	9 (3)	15 (3)	1	5		
看護職員	1		2			
機能訓練指導員	1		2			
介護支援専門員	1		1			
栄養士	1		1			

職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1名 (生活相談員と兼務)
管理者は、本事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている地域密着型介護老人福祉施設の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名 (介護職と兼務)
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう施設サービス計画を作成するとともに、家族や各職種との連絡調整を行う。
- (3) 介護職員 18名
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。
- (4) 看護職員 1名 (機能訓練指導員と兼務)
利用者の看護、保健衛生の業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名 (看護職員と兼務)
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (6) 生活相談員 1名 (管理者と兼務)
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (7) 栄養士 1名
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (8) 医師 1名
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

6 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者様の嚥下状態、摂取状態に合わせた食事形態を提供します。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士による献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・毎月7～8回は楽しい行事食を提供します。 ・食器は原則陶器を使用します。 ・ご希望により、毎日朝食時にパンとご飯の選択ができます。 ・嗜好調査を行い、個人を尊重した食事の提供に努めます。 ・管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを行います。 ・糖尿病食等、療養食も提供できます (医師の指示要) (食事時間) 朝食／8：00～ 昼食／12：00～ 夕食／18：00～ おやつ／15：00 ・体調・気分に応じ、食事場所、時間の変更も可能です。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを必要とされる利用者には、個々の障害に合った物を選びます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて最低週2回の入浴または清拭を行います。 ・各ユニットにリフト浴を用意しています。 ・利用者の状況に応じて、毎日入浴可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・毎食後、口腔ケアに努めます。 ・シーツ交換は、随時実施します。 ・褥瘡防止の為の適切な介護体制を整えています。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（理学療法士、看護職員）による利用者の希望、必要に応じ状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。隣接する史跡新沢千塚古墳群公園の散策を楽しんでいただく機会を作ります。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師が、適時健康管理に努めます。 医師により、定期的に診察日を設けて健康管理に努めます ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎます。 ・利用者が希望される外部の医療機関に通院、入院する場合は、ご家族にて付き添いをお願いします。 ・感染症、食中毒の発生、蔓延防止の指導・対策体制を整えています。
相談及び援助	<p>当施設は、利用者およびそのご家族からの相談についても、可能な限り援助を行うよう努めます。相談窓口は生活相談員です。</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、「ゆっくり、楽しく、一緒に」をモットーに、地域との連携を図りながら運営いたします。役所の手続き、郵便の受け取りなどの便宜を図ります。
その他の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束その他行動を制限、抑制する行為は行いません。（但し利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）

7 利用料

(1) 介護保険給付対象サービス費

※介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合相当が自己負担額になります

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ（ユニット型個室）

区 分	要介護度	単位数（1割負担の場合）
介護福祉施設サービス費	要介護 1	682
	要介護 2	753
	要介護 3	828
	要介護 4	901
	要介護 5	971

※ 上記単位数に別途地域加算（1,014/1,000）を乗じます。

※ 介護福祉施設サービス費に加えて、ご利用される方の様態、状況に応じて下記の加算が掛かる場合があります。

加 算 名	単位数 （1割負担 の場合）	備 考
初期加算	30	新規入所者に対して、入所日から30日加算。入院した場合、3ヶ月以上（重度認知症の場合、1ヶ月以上）入院期間があった場合に、30日加算
経口移行加算	28	経管にて栄養摂取している者に対して、経口摂取を進める為に栄養管理を行った場合に最大180日加算
経口維持加算Ⅰ	400	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持の為の特別な管理を行った場合に加算
経口維持加算Ⅱ	100	

療養食加算	18	医師の指示により、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合に加算 経口移行加算・経口維持加算を算定した場合は加算不可
看取り介護加算（Ⅰ）	①72 ②144 ③680 ④1280	医師により回復の見込みが無いと診断された者が、施設においてターミナルケアを受けて亡くなられた場合に最大45日加算。 ①他界日45日前から31日前 ②他界日30日前から4日前 ③他界日前々日、前日 ④他界日当日に算定
看護体制加算（Ⅰ）	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合
口腔衛生管理体制加算	30	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアに係る助言・指導を計画に基づき月1回以上行った場合
口腔衛生管理加算	110	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120	65歳未満の若年性認知症利用者であり、個別の担当者を定めている場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した者に対して、介護福祉施設サービスを行った場合（入所した日から7日を限度）
在宅復帰支援加算	10	退所した入居者の内、在宅復帰し1ヶ月以上在宅生活が継続すると見込まれた者の割合が2割以上の場合に加算
退所前訪問相談援助加算	460	退所に向けて、居宅を訪問し在宅生活における居宅サービス等の相談援助を行った場合に加算。1回を限度とする
退所後訪問相談援助加算	460	退所後30日以内に居宅（他の社会福祉施設等も含む）を訪問し在宅生活における居宅サービス等の相談援助を行った場合に加算。1回を限度とする
退所時相談援助加算	400	退所時に当該入居者、及びその家族に対し居宅サービス等の相談援助を行った場合に加算。1回を限度とする
退所前連携加算	500	退所前に居宅サービスに係る居宅介護支援事業者等に介護状況等の情報提供を行った場合に加算。1回を限度とする
外泊時費用	246	入院又は外泊時の費用 初日及び最終日は含まない6日/月 但し、月をまたがる場合は連続13泊（12日分）まで算定
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	所定単位数 × 0.176/ 月	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定しており、処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に左記の加算率を乗じる。 生産性向上推進体制加算を取得していること。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合
栄養マネジメント強化加算	11	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
日常生活機能支援加算	46	介護福祉士の数が常勤換算で入所者6に対して1以上、かつ、以下のいずれかを満たす。 ①「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上 ②「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上 ③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上

<p>ADL維持等加算 (I) (II)</p>	<p>(I) 30/月 (II) 60/月</p>	<p>ADL維持等加算 (I) イ 利用者等 (当該施設等の評価対象期間が6月を超える者) の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、該当月の翌月から起算して6月目 (6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月) において、Barthel Index を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値 (調整済ADL利得) について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。</p> <p>ADL維持等加算 (II) ADL維持等加算 (I) のイとロの要件を満たすこと。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。</p>
<p>科学的介護推進加算 (I) (II)</p>	<p>(I) 40/月 (II) 50/月</p>	<p>入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の状況を厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>
<p>自立支援促進加算</p>	<p>300/月</p>	<p>イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>
<p>生産性向上推進体制加算 (II)</p>	<p>10/月</p>	<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。</p>

※ 入院又は外泊時の費用

入院又は外泊時は、上記外泊時費用と居住費を頂戴いたします。居住費の金額については、それぞれの負担段階の区分に規定する額とします。

※ 特定入所者介護サービス費 (補足給付) の制度

市町村民税世帯非課税の方等は補足給付制度が適用されます。

※ 高額介護サービス費の制度

月に利用したサービスの、利用者負担割合の合計額が利用者負担の上限を超えたときには、「高額介護サービス費」として払い戻し手続きがあります。施設に入所されている方は、この高額介護サービス費の受け取りを施設に委任することにより、負担上限額のみを施設に支払うことができます。

(2) 介護保険給付対象外サービス費

区 分	利 用 料		ご希望
<p>居 住 費 (個 室) (水道光熱費)</p>	<p>基本の居住費</p>	<p>3,000円/日 (普通室B、第4段階) 1,370円/日 (第3段階①②の利用者) 880円/日 (第2段階の利用者) 880円/日 (第1段階の利用者)</p>	
	<p>特別室S</p>	<p>基本の居住費 + 1,833円 (税込) /日</p>	

	特別室A	基本の居住費 + 1, 630円 (税込) / 日	
食 事		<ul style="list-style-type: none"> ・食事サービス 朝：400円/食 昼：750円/食 夕：850円/食 2,000円/日 (第4段階以上の利用者) 1,360円/日 (第3段階②の利用者) 650円/日 (第3段階①の利用者) 390円/日 (第2段階の利用者) 300円/日 (第1段階の利用者) ・おやつ代 (150円/日) 	
日常生活品費		・実費	
理美容サービス		・実費	
レクリエーション 及びクラブ活動費		・実費	
外注クリーニング		・実費	
外出同行		・外出の同行や車輦に要する費用 (1,833円 (税込) / 時間)	
日常生活品の買い 物代行サービス		・1回：550円 (税込)	
特別な電化製品 の利用		・TV、電気毛布、電子レンジ等一品につき 1,529円 (税込) / 月	
財産、預貯金管理等 手続き代行業務		・基本サービス料 月間 5,093円 (税込) (預貯金管理、施設の金庫使用管理)	
物品購入代行事務 手数料 (提携業者を通じて購 入代行している物品)		・物品購入代金の15%	
エンゼルケア		・死後処置費 (材料費相当) 15,277円 (税込)	
その他本人に 負担いただくもの		・売店喫茶利用代金、居酒屋利用代金、 日常生活品の購入代金 等	

8 協力医療機関

みなみ医院 (嘱託医)	橿原市見瀬町11-1 0744-27-1115
笠原内科医院	橿原市白橿町2-31-12 0744-27-0083
平成記念病院	橿原市四条町827 0744-29-3300
せいじ歯科医院	橿原市西池尻町340-3 0744-28-5817
平尾病院	橿原市兵部町6-28 0744-24-4700
中井記念病院	大和高田市根成柿151-1 0745-21-1100

9 苦情等申立

当施設苦情相談	苦情解決責任者 施設長 日下 哲也
	窓口担当者 ユニットリーダー
	ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時30分
	連絡先 0120-508-085
	苦情受付箱（玄関に設置）

10 相談・苦情申立

機関の名称	橿原市 福祉部 長寿介護課
所在地	橿原市内膳町1-1-60
電話番号	0744-22-8108

機関の名称	奈良県国民健康保険団体連合会
所在地	橿原市大久保町302番1
電話番号	0744-29-8311

機関の名称	奈良県運営適正化委員会
所在地	橿原市大久保町320-11
電話番号	0744-29-1212

11 相談・苦情申立の第三者委員

氏名	阪本 清三
所在地	奈良県橿原市白橿町6丁目18-2
電話番号	0744-27-5993

氏名	廣野 隆信
所在地	奈良県大和郡山市九条町310-1
電話番号	0743-55-0600

12 非常、災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ぼれぼれケアセンター白橿消防計画」にのっとり、対応を行います。			
近隣との協力関係	橿原消防署第7分団について、非常時の相互の応援をお願いしています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「ぼれぼれケアセンター白橿消防計画」にのっとり年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称 個所	
	スプリンクラー	あり	防火壁	5個所
	非常階段	2個所	屋内消火栓	5個所
	自動火災報知器	あり	火災通報装置	4個所
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。				

防火管理者	消防計画について消防署への届出を行っています。
	防火管理者：恵 弘樹

1 3 事故発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された指針の整備。
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- ・事故発生防止委員会及び職員に対する研修を定期的開催。
- ・施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ・施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

1 4 緊急時等における対応方法

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに管理者及び家族に報告するものとする。

1 5 虐待の防止について

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1 6 業務継続計画の策定等

本事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 7 ご入居中に起こりうるリスクについて

当施設では入居者が快適な生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、入居者の身体状況や病気にもなう様々な症状が原因となり、下記の危険性があることを十分にご理解ください。

《高齢者の特徴に関して》	<input type="checkbox"/> 入居当初は、環境の変化による戸惑いなどから、不安や混乱から、想定外の行動をとられる場合があります。 <input type="checkbox"/> 歩行時の転倒、ベッドや車いす、椅子、便座からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。
--------------	---

	<p>□ 当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。</p> <p>□ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。</p> <p>□ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。</p> <p>□ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。</p> <p>□ 加齢や認知症の進行により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。</p> <p>□ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等から急変・急死される場合もあります。</p> <p>□ 入居者の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。</p> <p>□ 特に _____ 様は、身体状況及び服用されている薬の影響等から、(_____) を起こしやすいと考えられます。</p> <p>これらのことは、ご自宅でも起こり得ることですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
--	---

1 8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は9時～21時までですが、ご連絡いただければ面会時間外でも面会できます。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には外泊、外出届を提出してください。
不在	入居者が入院等のために不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、地域密着型介護福祉施設の居室を利用することがあります。尚、この期間の居住費・経費等については入居者ではなく短期利用者が負担するものとします。
嘱託医師以外の医療機関への受診	入所以前のかかりつけ医療機関への受診等の希望があればご家族同行にて受診していただいて結構です。但し、依頼があれば有料にて同行します。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は食堂など決められた場所にて楽しく健康に留意の上飲酒していただいて結構です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	居室での所持品は、自己責任にて管理していただきます。衣替えや布団の入れ替えで不要の荷物はご家族の方で管理して下さい。
現金等の管理	利用者本人の手持ち金は、自己の責任にて管理していただきます。但し、希望者には、現金や預金の管理並びに支払い業務等の代行書類の管理を有料にて行います。
宗教活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。

政治活動	
動物飼育	個人でのペットの飼育はお断りします。

19 第三者評価の実施状況

実施の有無 有
直近の実施年月日 令和6年8月26日
実施した評価機関の名称 BSI グループジャパン株式会社
評価結果の開示状況 開示あり

